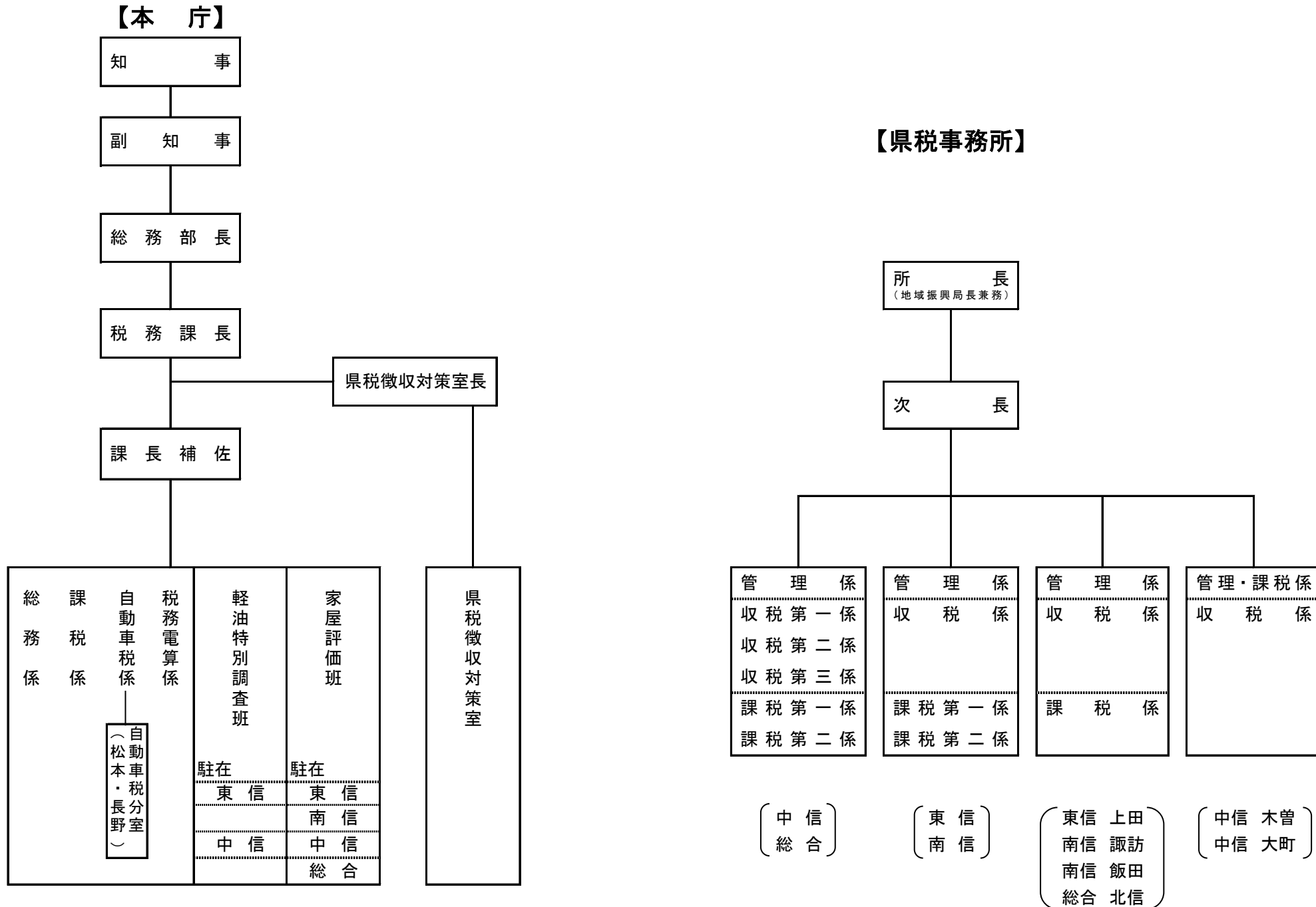


## 第 2 機 構

- 1 税務機構図
- 2 税務事務分掌（本庁、県税事務所）
- 3 税務職員の配分数・現員

# 1 税 務 機 構 図

平成29年9月1日現在



※ 軽油特別調査班は、東信、南信、中信、総合の各県税事務所課税第一係所属の軽油調査員が兼務する。

※ 家屋評価班は、東信、南信、中信、総合の各県税事務所課税第二係所属の家屋調査員が兼務する。

## 2 税 務 事 務 分 掌

### (1) 本庁

総 務 係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 職員の人事に関する事。</li> <li>2 職員の服務、給与に関する事。</li> <li>3 歳出予算の編成及び執行に関する事。</li> <li>4 物品の出納及び管理に関する事。</li> <li>5 公印の管守に関する事。</li> <li>6 文書の收受、保存に関する事。</li> <li>7 税理士登録に関する事。</li> <li>8 県税歳入予算の編成及び決算に関する事。</li> <li>9 条例、規則の制定、改廃に関する事。</li> <li>10 地方交付税の資料調査に関する事。</li> <li>11 収入管理事務に関する事。</li> <li>12 事務合理化に関する事。</li> <li>13 税務広報、税務統計に関する事。</li> <li>14 職員の研修に関する事。</li> <li>15 租税教育に関する事。</li> <li>16 納税貯蓄組合に関する事。</li> <li>17 納税者の表彰に関する事。</li> <li>18 税政研究会に関する事。</li> <li>19 地方税制研究会及び政策税制検討委員会に関する事。</li> <li>20 ふるさと信州寄付金に関する事。</li> <li>21 長野県地方税滞納整理機構負担金に関する事。</li> </ol>
課 税 係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 県民税に関する事。</li> <li>2 事業税に関する事。</li> <li>3 外形標準課税に関する事。</li> <li>4 地方法人特別税に関する事。</li> <li>5 鉦区税に関する事。</li> <li>6 地方消費税に関する事。</li> <li>7 県たばこ税に関する事。</li> <li>8 ゴルフ場利用税に関する事。</li> <li>9 軽油引取税に関する事。</li> <li>10 狩猟税に関する事。</li> <li>11 不動産取得税に関する事。</li> <li>12 固定資産税（大規模償却資産）に関する事。</li> </ol>
自 動 車 税 係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 自動車税に関する事。</li> <li>2 自動車取得税に関する事。</li> </ol>
税 務 電 算 係	税務電算システムに関する事。
軽油特別調査班	軽油引取税に関する専門的調査及び指導に関する事。
家 屋 評 価 班	不動産取得税に係る家屋評価及び指導に関する事。
自 動 車 税 分 室 (松本・長野)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 自動車税及び自動車取得税の収納事務に関する事。</li> <li>2 自動車税に係る証明書の交付に関する事。</li> </ol>
(東京事務所駐在)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 東京都内における徴収業務及び県外法人等の調査に関する事。</li> <li>2 国の機関等との連絡事務に関する事。</li> <li>3 ふるさと信州寄付金に関する事。</li> </ol>
県税徴収対策室	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 県税の徴収対策に係る企画及び調整に関する事。</li> <li>2 滞納税額が高額又は徴収することが困難である県税（個人県民税を除く。）及びその付帯債権の徴収及び滞納処分に関する事。</li> <li>3 個人県民税及び個人県民税に係る付帯債権の未収金対策に関する事。</li> </ol>

## (2) 県税事務所

管 理 係	県税その他徴収金の収納管理及び庶務に関すること。
管 理 ・ 課 税 係	県税の賦課、県税その他徴収金の収納管理及び庶務に関すること。
収 税 係	県税の徴収及び滞納処分に関すること。
収 税 第 一 係	県税の徴収及び滞納処分に関すること。
収 税 第 二 係	
収 税 第 三 係	
課 税 係	県税の賦課に関すること。
課 税 第 一 係	県税の賦課（不動産取得税を除く。）に関すること。
課 税 第 二 係	県税の賦課（主として不動産取得税）に関すること。

## 3 税務職員の配分数・現員

(29. 9. 1現在)

	係 数	職 員 配 分 数	現 員	係 別 人 員																	税 務 事 務 嘱 託 員
				管 理 係	管 理 ・ 課 税 係	収 税 係	収 税 第 一 係	収 税 第 二 係	収 税 第 三 係	課 税 係	課 税 第 一 係	課 税 第 二 係	総 務 係	課 税 係	自 動 車 税 係	税 務 電 算 係	軽 油 特 別 調 査 班	家 屋 評 価 班	(業 務 委 託) 自 動 車 税 分 室	県 税 徴 収 対 策 室	
東 信	4	25	26	5	-	8	-	-	-	-	5	8	-	-	-	-	(2)	(1)	-	(4)	1
東信上田	3	16	16	5	-	6	-	-	-	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
南信諏訪	3	19	19	5	-	7	-	-	-	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
南 信	4	22	22	4	-	6	-	-	-	-	5	7	-	-	-	-	-	(1)	-	(3)	1
南信飯田	3	15	17	4	-	6	-	-	-	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
中信木曾	2	7	8	-	5	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中 信	6	36	37	6	-	-	5	4	4	-	10	8	-	-	-	-	(1)	(1)	-	(4)	3
中信大町	2	8	8	-	5	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
総 合	6	37	39	6	-	-	5	5	4	-	11	8	-	-	-	-	-	(1)	-	(4)	3
総合北信	3	10	10	4	-	3	-	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
小 計	36	195	202	39	10	42	10	9	8	22	31	31	-	-	-	-	(3)	(4)	-	(15)	11
本 庁	4 2班 1室	59	59	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9	9	7	8	3	4	-	19	2
合 計	40 2班 1室	254	261	39	10	42	10	9	8	22	31	31	9	9	7	8	3	4	0	19	13

- 1 本庁の税務課長、課長補佐は総務係に含む。
- 2 県税事務所次長は管理係（管理・課税係）に含む。
- 3 軽油特別調査班、家屋評価班欄の（ ）書きは、県税事務所の駐在員数を示す。
- 4 県税徴収対策室欄の（ ）書きは、分室の職員数を示す。